

5

臨時にでる多量ごみ

引越しや大掃除などで臨時に出る多量ごみは、通常の収集はできません。
このようなごみを一度に処理する方法としては次のような方法があります。

●紀の海クリーンセンターへ自ら搬入する。

トラックなどに積み込んで、ご自分で搬入してください。

※12ページ参照

●許可業者に収集を依頼する。(旧野上区域に限る。)

ご自身で許可業者に収集を依頼してください。(実費による費用負担が必要です。)

許可業者をお探しの際は、役場住民課へお問い合わせください。

※許可業者以外の業者に依頼はできません。

●臨時収集を美里支所住民室に依頼する。(旧美里区域に限る。)

役場美里支所住民室で申し込んでください。(処理手数料が必要です。)

6

事業所からでるごみ

事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があり、紀の海クリーンセンターでは事業系一般廃棄物についてのみ処理ことができます。**※産業廃棄物に分類されるものは処理できません。**

事業系一般廃棄物は次のとおり処理してください。

①個人事業所など、少量排出事業者の場合

通常の収集に出すことができます。ただし、収集するものは、事業所用指定ごみ袋に入れられたもの及び古紙類で、一収集日に分類ごとに3袋(個)までです。事業所からでる粗大ごみは収集できません。※事業所用指定ごみ袋への分別及び古紙類の分別は、家庭ごみと同様です。

②上記①では出しきれない事業者の場合

紀の海クリーンセンターへ自己搬入してください。(12ページ参照)

事業所用指定ごみ袋に入れる必要はありませんが、分別したうえで搬入してください。※産業廃棄物に分類されるものは搬入できません。

③上記①②の方法で出すことができない場合

許可業者に収集を依頼してください。(実費による費用負担が必要です。)

許可業者をお探しの際は、役場住民課へお問い合わせください。

※許可業者以外の業者に依頼はできません。